| | |
|---|---|
| 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備 | A三X電波一二一・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz |

［10～13　略］

（遭難通信等）

**第三十六条の二**　法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一～五　略］

六　G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにA三X電波一二一・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

［(1)・(2)　略］

(3)　F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzは、別図第六号に定める構成による信号

［七・八　略］

［2・3　略］

（定期検査を行わない無線局）

**第四十一条の二の六**　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

［一～七　略］

八　船舶局であつて、次に掲げるいずれかの無線設備のみを設置するもの

［(1)～(3)　略］

(4)　(1)又は(2)に掲げる無線設備及び船上通信設備

［九～二十六　略］

**別表第五号**　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～九　略］

十　船舶局

［(1)・(2)　略］

(3)　特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置、レーダー及び船上通信設備以外の無線設備を設置しないもの　五年

［(4)　略］

［十一～三十三　略］

| | |
|---|---|
| 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備 | A三X電波一二一・五MHz及びG一B電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz |

［10～13　同上］

（遭難通信等）

**第三十六条の二**　［同上］

［一～五　同上］

六　G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz及びA三X電波一二一・五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

［(1)・(2)　同上］

［新設］

［七・八　同上］

［2・3　同上］

（定期検査を行わない無線局）

**第四十一条の二の六**　［同上］

［一～七　同上］

八　［同上］

［(1)～(3)　同上］

［新設］

［九～二十六　同上］

**別表第五号**　［同上］

［一～九　同上］

十　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの　五年

［(4)　同上］

［十一～三十三　同上］